# イフ&マネープラン 険について知っておきたいこと

このコーナーでは、転職、退職など人生の転機で役に立つ、生活設計におけるマネープランを 据えたマネープランは大切です。今回は雇用保険の基礎知識とそのポイントを学びましょう。 ご紹介します。忙しい社会人は、日々の仕事を優先しがちですが、仕事と同じくらい将来を見

# 雇用保険制度とは?

雇用保険は原則としてすべての事業所がす。この雇用保険の中身をご存知ですか。れ、保険料が徴収されていることがわかりまれ、保険料が徴収されていることがわかりま細書には「雇用保険」という項目が記載され、保険料が徴収されていること、その明

加入しなければならない強制保険制度で、労働者が失業したり職業教育訓練を受けた場合などに、生活及び雇用の安定と就職のとれる「休職者給付」のほか、「就職促進される「休職者給付」のほか、「就職促進される「休職者給付」、さらに育児休業や介護休業を支援する「雇用継続給付」があります。

機会の増大、労働者の能力開発や労働者へまた、雇用保険には、失業の予防や雇用

業を行う役割もあります。の福祉増進などを図ることを目的とした事

# 被保険者の種類

★はままでは、雇用保険が適用される事業によって被保険者の種類が異なります。 のことです。雇用形務所に雇われている人のことです。雇用形務所に雇われている人のことです。雇用形

## 一般被保険者

◆高年齢継続被保険者 上で、かつ、31日以上引き続き雇用される 見込みがある場合は、被保険者となります。 見込みがある場合は、被保険者となります。

# 短期雇用特例被保険者

なっている人。

65歳未満時に雇用され、

現在65歳以上に

季節的に雇用されている短期の出稼ぎ労

手 当 本 一般被保険者に対する 求 職 者 給 付 技 能 習 得 手 当 求職者給付 当当 手手 受通 講所 失 業 等 給 付 当 手 寄 宿 当 高年齢継続被保険者に対する求職者給付 短期雇用特例被保険者 に対する求職者給付 雇用保険 日雇労働求職者給付金 業 手 就 職 手 用就職支度手 就職促進給付 転 教育訓練給付 広域求職活動費 雇用継続給付 雇用保険二事業 用安定 事 業 能力開発 事 介護休業給付

働者など。

## ◆日雇労働被保険者

適用区域に居住または雇用される人。日以内の期間を定めて雇用される人のうち、その日ごとに雇用される人、または、30

## 失業給付(基 本手当)を受け 取るに

は

n

H

職

13

資格 日以前 を行うと、 クに行きましょう。 などを持って、 雇 付 以 VΦ 診が が能 離職日から1 定 Ź 8 席 前 用 6 般 その後、 通 者や 保 0 力 「失業の を受け、 被 ń 算 |本手当) 1 が の2年間に、 険 原則として4 特定理 じて 保 ると基本手当が受け 年 あ 被 険 間に、 ń 保 カ月ごとに区切っ 雇 本手当 12 状 なが 者 険者 住 カ月 就職 甪 が支給され 態 Ö 亩 扂 保険受給者初 6 場 離 b 地を管 求職の 証 |の受給資格 カ 以 被 K 職者の 合 活 再 週間に 月 上 保険者であ あ 動をしてい 就 印 Ź 離 た期間に、 (後述 職 轄 鑑 申 ます。 あ 職 場 できな するハ 6 し込み手続き 場 n 合は 度、 ń 身 が決まりま ば の 回 合 ばます。 、る実績 分 特 働 説 賃金支払 離 口 「失業の 説明会に 失業給 た期 証 職 定受給 離 1 職 ġ 票と 意思 明 Ő 職 41 書  $\mathbf{H}$ 間 0 わ

た

ことなど

Þ

t

を

13 特

理

由

で

離

職

L

た 得

定

理

由

離

職

者

なる場合があ

ります

は、

般

0

離

職

者に

比

手

厚 11

給

付 H

数

期

間

0 が

定

0

あ

る

労

定

一受給

資

格

者

Þ

備

する

余

裕

b

なく

を を

儀

なくさ

n

契

約

更

分新され 8

なか

などに ŋ 支 、ます 年齢区 **公給日** Ć す。 ょ n 数 |分ごとにその上限値が定めら 再 倒 ĺ 就 産 左 職 表 解  $\mathcal{O}$ 0 準 雇 ٢

場

働 な 基本手当(日額)の上限額 6,455円 30歳未満 30歳以上45歳未満 7.170円 45歳以上60歳未満 7,890円 60歳以上65歳未満 6.777円

(平成.23年8月1日現在)

年

30 妊

Н

Ò

## 下記の日数を限度として支給されます。

## ア.定年・自己の都合・懲戒解雇などで離職された方 [特定受給者資格者及び特定理由離職者以外]

給付日

「数が異なります。

般

被保

険

者に

対

す

る基

本

当

日

額

勤

務

年数と年齢

などによって給付金

額

Þ

給

付

金

額

ح

給

付

В

基礎となった日数が

11日以上ある月を1カ月と計算

80 1 は

%

60

歳

(

64 算

歳

K

0

11

7

は

45

(

80

%

80

~

割っ

出

金

額

0

お

よそ

50

職

前

6

力

月

間

0

賞

与

を

除 丰

給

与

を

[NAZAGER BELLENO NACITALISMENT]								
被保険者であった 期間 退職時の年齢			10年以上 20年未満	20年以上				
全年齢共通		90日	120日	150日				
障害者 などの就職 困難者	45歳未満	300日						
	45歳以上 65歳未満	360日						

## イ. 倒産・解雇などにより離職を余儀なくされた方 [特定受給資格者及び特定理由離職者(※)]

※特定理由離職者の所定給付日数が特定受給資格者と同様になるのは、受給資格に係る離職の日が平成21年3月31日から平成24年3月31日までの間にある方に限ります。ただし、「特定理由離職者の範囲」のⅡに該当する方は、被保険 者期間が12か月以上(離職前2年間)ない場合に限り、特定受給資格者と同様

となります。								
被保険者であった期間退職時の年齢			1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上		
30 歳未満		90日	90日	120日	180日	_		
30歳以上35歳未満				180日	210日	240日		
35歳以上45歳未満					240日	270日		
45歳以上60歳未満			180日	240日	270日	330日		
60歳以上65歳未満			150日	180日	210日	240日		
障害者 などの就職 困難者	45歳未満	150日	300日					
	45歳以上 65歳未満		360日					

ため 限期 で3年間です。 できます。 30 た日 娠、 間 合 な 雇 H 苡 注 間  $\tilde{O}$ は 用保 お は 日の方は1年と 理 数だけ、 出 60日 ゎ 意が必要です 支 働 手当 産 7 由 (給さ 꽢 険の受給期 ただし、 [が自] 5 日 て3カ 日 育児等の 間 ば です。 ñ か ことが 己都 離職 0 5 ま 涥 1 せ 合の 延 期 できなくなっ は 期 票を提出 その 間 30 年 h (長できる期 給 間 理 期 は 日 間 場 由 間 待 を 付 間 延 谷 原 が 0 期 により 360 所 2受け ほ 長 則 や懲戒 期 した日から7 病 定 か、 すること として離 間)。 気 たとき 間 給 引き続き 5 Ĭ 給付 付 は 解 れな 0 け 日 また 最 雇 が 制

### ○より詳しい内容やお問合せは

「厚牛労働省 雇用保険制度

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken.html#gaiyo 「ハローワークインターネットサービス」

https://www.hellowork.go.jp/

などの関連サイトをご参照ください。

参考資料:「厚生労働省 雇用保険制度」「ハローワークインターネットサービス」「失業保険給付&退職マニュアル」「知って得する労働法」などのHPより